

医療情報取得加算に関する掲示

当院では、マイナンバーカードが健康保険証として使用できオンライン資格確認を行っております。オンライン資格確認システムを利用し、患者様が同意すれば、他院で処方されている薬剤情報や特定健診の情報等を活用して診療することができます。

上記体制の整備に伴いまして、令和6年6月～「医療情報取得加算」を算定致します。

加算1（3点）	【初診】 <ul style="list-style-type: none">・往來の保険証を利用した場合・マイナ保険証を利用するが、医療情報提供に同意が得られなかった場合
加算2（1点）	【初診】 <ul style="list-style-type: none">・紹介状を持参された場合・マイナ保険証を利用し、医療情報提供に同意が得られた場合
加算3（2点）	【再診】 3ヵ月に1回に限り算定 <ul style="list-style-type: none">・往來の保険証を利用した場合・マイナ保険証を利用するが、医療情報提供に同意が得られなかった場合
加算4（1点）	【再診】 3ヵ月に1回に限り算定 <ul style="list-style-type: none">・紹介状を持参された場合・マイナ保険証を利用し、医療情報提供に同意が得られた場合

令和6年6月1日くまもと心療病院